

【中国】治安管理処罰法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2025 年 6 月、行政処罰の一種である治安管理処罰に関する法律が改正され、近年の社会問題を反映した規定のほか、処罰の減免、公安機関の手続等に関する規定が整備された。

1 背景と経緯

治安管理処罰とは、刑事処罰に至らない社会的危険行為である治安管理違反行為に対する行政処罰の一種である¹。治安管理処罰法は、1957 年制定の治安管理処罰条例の内容を法律化し、2005 年に制定、2012 年に一部改正されている。国務院では、2013 年以降、公安部²を中心同法の改正案の起草が進められ³、2021 年改正の行政処罰法⁴等の規定及び 2022 年の党大会等で強調される、社会末端での紛争予防・処理体制を強化する方針⁵等を踏まえ、近年の社会問題に対処するための規定を盛り込んで、治安管理処罰法改正法の草案が作成された。同法は、2023 年 8 月から全国人民代表大会常務委員会での審議が進められ、2025 年 6 月 27 日に同常務委員会で可決され、同日に公布、2026 年 1 月 1 日に施行された（中華人民共和国主席令第 49 号）⁶。

2 治安管理処罰法改正の概要

(1) 処罰の減免及び加重

調停が可能な器物損壊等の違反行為に対し、公安機関が処罰等を決定する前に、当事者間の和解又は調停が成立して履行され、公安機関の承認を得た場合は、処罰されない（第 9 条）、判断能力又は行動制御能力が完全でない精神疾患者及び知的障害者が違反行為を行った場合は、処罰はされるが、減輕等を行うことができる（第 13 条）等の規定が新設された。

また、正当防衛の規定が新設され、受けている侵害を逃れるための制止行為により損害を与えた場合は、治安管理違反行為に当たらず、処罰されない。制止行為が必要な限度を明らかに超え、大きな損害を与えた場合でも、処罰はされるが、減輕される（第 19 条）等とされた。

そのほか、違反者が処罰を減免される場合として、被害者の許しを得られた場合が追加され（第 20 条）、違反者が自ら進んで自身の違法行為を公安機関に陳述し、違法事実を認め、処罰を受け入れる場合は、寛大な処分を行うことができる（第 21 条）等の規定が設けられた。

その一方、旧法では、14 歳以上 16 歳未満の者、16 歳以上 18 歳未満で初犯の者、70 歳以上の者等には、行政拘留を行わないとされていたのに対し、改正法では、情状が重く、又は 1 年

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 1 月 9 日である。中国の法律等の原文は、国家法律法规データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 警告、過料、行政拘留（公安機関の拘留所での通常 15 日以下の拘留）等が含まれる。高見澤磨ほか『現代中国法入門 第 9 版』有斐閣、2022、pp.359-361。

² 警察業務を主管する国務院の機関で、人民警察等を指導する。

³ 張仪健「2025 年《治安管理处罚法》修订解读」『中国法律评论』2025 年 4 期、2025.8、pp.32-52。

⁴ 「中华人民共和国行政处罚法」2021 年 1 月 22 日改正、同年 7 月 15 日施行。中華人民共和国主席令第 70 号。

⁵ 陈文清「坚持和发展新时代“枫桥经验” 提升矛盾纠纷预防化解法治化水平」2023.12.16. 共产党员网 <<https://www.12371.cn/2023/12/16/ARTI1702693635327657.shtml>>

⁶ 「中华人民共和国治安管理处罚法」全 6 章 144 か条。第 1 章：総則（第 1 条～第 9 条）、第 2 章：処罰の種類及び適用（第 10 条～第 25 条）、第 3 章：治安管理に違反する行為及び処罰（第 26 条～第 89 条）、第 4 章：処罰手続（第 90 条～第 130 条）、第 5 章：法執行の監督（第 131 条～第 140 条）、第 6 章：附則（第 141 条～第 144 条）。

以内に2回以上違反した場合には、行政拘留の対象になることとされた（第23条）。

（2）違反行為の新設

本法の第3章では、治安管理違反行為及びその処罰を4節に分けて列挙する。今回の改正により、20以上の違反行為について規定が改正されたほか、30以上の違反行為が新設された。

①公共秩序のかく乱行為（第1節）。国が重要な記念行事を行う場所で、その趣旨に反する行為を故意に行い、制止に従わない場合のほか、英雄烈士⁷に関する記念施設の損壊、英雄烈士の名誉等の侵害、侵略戦争・行為を宣揚・美化する言論又は写真・映像・音声等の制作・拡散等を行った場合、公共の場所で侵略戦争・行為を宣揚・美化する服装等を着用し、制止に従わず社会に悪影響を及ぼした場合に対する処罰規定が新設された（第35条）。

そのほか、法規で定める国の試験において、カンニングの画策、試験問題・解答の不法な提供等を行い、試験の秩序を乱した場合（第27条）等についての規定が新設された。

②公共の安全の妨害行為（第2節）。公共交通機関の設備の損壊、運転士等への暴行（第40条）、ドローンの飛行等に関する法令違反（第46条）等についての規定が新設された。

③人身権・財産権の侵害行為（第3節）。脅迫等によって、未成年者に適切でない場所で、飲酒等を伴う有償の接待を行わせた場合（第48条）、未成年者、高齢者、障害者等に対する保護の責務のある者が、被保護者を虐待した場合（第53条）、国の規定に違反し、個人情報の他者への販売又は提供を行った場合（第56条）等についての規定が新設された。また、他者の生活に対する干渉の例示として、付きまとい、ストーキング等が追加され、こうした行為に対し、公安機関責任者の承認を得て、被害者への接近禁止を命令できる（第50条）と明記された。

④社会の管理に対する妨害行為（第4節）。宿泊施設が、施設を利用した宿泊者の犯罪行為を知りながら報告を怠った場合（第67条）、刑事裁判判決で出た禁止命令等に違反した場合（第73条）、違法薬物原料の生産・購入等を不法に行なった場合（第86条）、社会生活で騒音を発生させ、関係部門の介入後も続けた場合（第88条）、危険動物の販売・飼育、安全保護措置の不備により、動物が他者にけがをさせた場合（第89条）等に関する規定が新設された。

（3）公安機関の手続の改善

公安機関による違反者の取調べでは、全過程の録画録音を行い、飲食や休息等を保証する（第97条）。当事者が他地域にいる場合、公安機関は代理やリモートによる取調べをすることができる（第100条）。重大な公共の利益に関わる等の場合、公安機関は、処罰を決定する前に、（処罰が法制上妥当であるか）審査をしなければならない（第114条）。行政拘留の執行期間満了後は、直ちに拘留を解除し、拘留解除証明書を発行しなければならない（第122条）。拘留中の被処罰者に子供の誕生等の事情が生じた場合、一時出所を申請できる（第126条）。

（4）プライバシーの保護の強化

違反者の治安管理違反行為に係る記録は密封保存されなければならず、いかなる組織及び個人にも公開・提供してはならない（第136条）⁸。人民警察が処分を受ける行為として、業務上の秘密の漏えい、業務で入手した個人情報等の業務と無関係の用途での使用又は他者への販売、取調べの録音録画資料の改ざん、紛失等が加えられた（第139条）。

⁷ 国や公のため犠牲になった戦没者、殉職者等が認定される。岡村志嘉子「中国の英雄烈士保護法」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.99-100. <<https://doi.org/10.11501/11249611>>

⁸ 同条を特權階級の犯罪を隠ぺいする趣旨とする憶測が広がり、全国人民代表大会は、薬物利用等の違反者の社会復帰を助ける趣旨であり、処罰歴を抹消するものではない等の説明を行った。「关于治安管理处罚法第136条相关问题的说明和回应」2025.12.25. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202512/t20251225_450560.html>